



## 良心について

メタデータ	言語: jpn 出版者: 室蘭工業大学 公開日: 2014-06-11 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 石山, 敬雄 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10258/3360">http://hdl.handle.net/10258/3360</a>

# 良心について

石山敬雄

## Die kurze Zusammenfassung über das Gewissen

von Y. Ishiyama

- (a) Es gibt zweierlei Gewissen, d. i. böses Gewissen und gutes Gewissen. Im allgemeinen hat man behauptet, daß böses Gewissen allein ursprünglich und eigentlich ist. Aber das Studium gutes Gewissens ist die wichtige Forschung, die uns hier beschäftigen soll und der wir als Lehrende und Lernende der Wissenschaft eigentlich auch nicht ausweichen können.
- (b) Das Gewissen gibt etwas zu verstehen, es ruft mich. Aber es bleibt undeutlich, was mich ruft, weil das Gewissen einzig und ständig im Modus des Schweigens redet. Eine tiefere Besinnung zeigt aber, daß beide Fragen (a) und (b) gar nicht getrennt voneinander behandelt werden können.

### 1.

世界は転機を迎えようとしている。新しい世紀への胎動は、既に始まっている。二度の大戦を経験した世界は、政治、経済、外交、科学、宗教、思想等において、顕著な様相を呈し始めている。植民地の解放、少数民族の台頭、人種差別の問題、大国指導者の交代、資源ナショナリズムの発生等は、イデオロギーを越えて、地球的規模において展開しつつある。これらの諸問題は、もはや資本主義、社会主義、あるいは民族主義といった枠内では、どうしようもないものとなっている。

人類は種族、民族、国家、宗教、自由圏、共産圏等の既成概念を超克して、新しい原理に立たなければならなくなった。そうでなければ、膨張を続ける

世界人口、食糧の危機、エネルギーや資源の枯渇、公害等に対処して行くことはできないであろう。今や人類は生死の関頭に、世界は破局の前に立っている、と言っても過言ではなからう。

こうした限界状況、極悪な諸条件を前にして、問わなければならないのは、それらに対応する人類の心の在り方、すなわち、「心術」である。

「この世界においては何処にも、否、広くこの世界の外においても、ただ善なる意志の外には、無制限に善と見なされ得るようなものは、考え得られない。理解力、機智、判断力、その他名称の如何を問わず、精神上の種々なる才能と呼ばれているようなものや、あるいは勇氣、果斷、意図における不撓不屈などの氣質の諸性質は、疑いもなく多くの点よりみて、善いまた願わしいものである。しかし、かような自然の賜物も、これを使用すべきものであり、その固有の性質がその故に、性格と呼ばれている所の意志にして、善ならざる時には、かえてこの上もない悪となり、害となり得る」<sup>1)</sup>のであって、世界の運命は一にかかって、人類の意志如何にある。その意志に善なる方向性を与えるのが、良心である。

今、世間を震撼させている、いわゆる「ロッキード事件」をめぐる、良心が問い直されているのも、その一つの証しである。曰く、「大庭証人は苦痛と疲労を押して、再度喚問に応じ、所信を明確に述べた。同証人の責任感と良心は百万言の証言よりも、重く尊いものに思えた。私は深く感動した」<sup>2)</sup>と。また曰く、「政府高官殿。全国民はちゃんと知ってますよ。真実はただ一つ。貴殿らに一片の良心と責任感があられるならば云々」<sup>3)</sup>と、悲痛な声で「良心のめざめ」を訴えている。

その他、狂歌、川柳に託した驚き、嘆き、怒り、憤りの声、皮肉と揶揄の絶望的叫び、これらを一億総ヒステリーと冷笑してはならない。さらに、「ロッキード社の贈賄事件が明らかになると同時に、日本の各政党は代表をワシントンに送り……、それにしても日本人、しかも社会の指導層の人々が、この問題について、国家の忠誠心よりも、企業や上司、親分への忠誠心を重んじる、封建的道德のとりこになって、黙しているのに驚きである。また自民

党から共産党まで、戦後三十年以上たっても『米国への甘え』から抜け出していないのも、不思議である」<sup>4)</sup>に注目する時、「日本人とは何か」が問われているように、考えられる。日本人の根本的エートス、ないし体質を究明するためにも、良心に理性の光を当てなければならないと思う。

## 2.

良心を探究することの難渋さについて、ハイデッガーは「良心の事実の存否をめぐって、多くの議論があり、現存在の実存に対する良心の判決機能も、さまざまな評価をうけ、そしてその発言内容の解釈もまちまちである。そのために、われわれはついこの現象を、手放したくなるほどである」<sup>5)</sup>とかこち、「けれども、この事実の疑わしさや、それについての解釈の疑わしさなどは、かえってここに現存在の根源的現象が、横たわっているということの証拠であるかも知れないのである」<sup>6)</sup>と述べ、良心の基礎的存在論的分析、実存論的探究を始めるのである。

すなわち、良心の探究は、その存在の事実性や現象、あるいは機能や発言内容、ないしはその構造の究明にとどまるのではなく、良心を主題的に取扱うことによって、現存在の根源的現象を、実存論的にあらわにしようとするのである。

ハイデッガーの良心論は、一先ずおいて、われわれの日常生活の中に、素材を求めて、探究を始めようと思う。そこで、先の事件の証人として、厳かに宣誓して、証人席についた人人の幼少期、彼らの心に善の芽を植えつけ、彼らのパーソナリティーの形成に預って力のあった、道德教育の教科書を繙いてみよう。

学校教育に期待をかけ過ぎる、という非難ないし批判を熟知しながらも、冒険的試みをするゆえんのもの、「教科書の歴史」の開巻冒頭において、著者は「教科書が日本人を作った」<sup>7)</sup>と宣言しているが、そこに真理性を見出すからである。曰く、「教科書が日本人を作った。教科書こそは、一部の国民にだけ働きかけたというのではなく、広く一般民衆の一人一人に大きな影響を

与えて、日本人を形成してきた。特に過去の日本の教育が、教科書中心の教育であっただけに、その影響は大きかった。義務教育だけで実社会に出た人達に対しては、それだけ、その人の一生を支配する程の力を持ち、また、高等教育を受けた人達に対しても、そのパーソナリティ形成の基礎を養って行ったのである。このように考えて、教科書の歴史こそは、小学校の歴史であり、庶民の教育史であり、国民の形成史である」<sup>8)</sup>と。

さて、「第十六課 良心」の一節に、「我等は何かよい事をする時、人にほめられないでも、自分で心嬉しく感じ、また何か悪い事をする時、人に知れないでも自分で気がとがめます。これは誰にも良心があるからです。この良心は、幼少の時にはまだ余り発達していませんが、親や先生の教を受けて次第に発達し、善い事と悪い事との見わけが、はっきりつくようになります。そうすると、人の指図を受けなくても、善い事はせずには居られないように感じ、悪い事はすることが出来ないように感じます。我等は自分の良心の指図に従わねばなりません。人が見ていないからとて、自分の良心の許さないことをしては、自分で自分の心を醜くすることになります。我等はよく自分をつ・しんで、天地に恥じないりっぱな人にならねばなりません」<sup>9)</sup>とある。

簡潔な文章であるが、良心がわれわれの心に先験的に内在すること、それは教育によって発達すること、善悪の判断をくだし、善を勧め悪を退ける働きをする良心の現象と機能、罪責と悔恨等良心に関わる、本質的な問題が取り上げられている。これらを手がかりにして、考察を深めて行きたいと思う。

良心という言葉は、孟子の「告子章句上」<sup>10)</sup>に出て来るが、これは「仁義の心」と同じ意味で用いられ、人間に固有な良い心を意味している。これだけでは正邪善悪を見分ける能力とは、無関係のように考えられる。しかし、「尽心章句上」<sup>11)</sup>に「良能良知」の概念がある。「良能」は修習によらず、自然によくする能力のことであり、「良知」は特に考えなくても、自然に知る能力のことである。これらとの関連から「良心」という言葉も、学ばずして正邪善悪を見分ける能力を、意味するようになったのであろう。

身近かにある辞典にも、「良心とは道徳的な善悪をわきまえ区別し、悪を行なうまいとする心の働き」<sup>12)</sup>とあり、良心的については、「良心に忠実であるさま。いいかげんですますことなく、自分の心に納得できるまで、徹底的に物事を行なうさま。誠実なさま」<sup>13)</sup>とある。また、「良心とは①その人固有のよい心。本心 ②自分のおこないについて、よしあしの判断を下す心」<sup>14)</sup>とあり、内容的にはほとんど同じである。

西欧語<sup>15)</sup>で良心は、*συνείδησις* (syneidesis), *conscientia*, *conscience*, *Gewissen* と表現されているが、これらの言葉の前綴 *συν-*, *con-*, *Ge-*は、「ともに」「いっしょに」「すべて」「まったく」の意味をもち、後綴はいずれも、「知」「学識」「見識」「知識」「熟達」を意味する。従ってこれらの言葉は、語源的には「ともに知る」ということで、「全体知」ないし「共同知」を表わす。すなわち、全体との連関において、「自己自らと共に」あるいは「他の人たちと共に」認識する作用であり、その結果としての知識である。

認識作用、知覚、意識に止まる限り、そこには未だ道徳的意味は存在しないが、「全体知」ないし「全知」、あるいは「共同知」が、「神と共に」「他者と共に」の「知」として捉えられ、やがて「神の声」「社会の声」「共同体の呼び」となり、道徳的意味を宿すようになったのであろう。

かくして、「ラテン語 *conscientia* は知識、認識の意味。悪い結果をこうむるのは、衝動のままに行動するからだという知識が、社会的に条件づけられて習慣化し、そういう認識によって、ある行動の傾向が禁止されている感情的色調の状態。従って道徳意識と同じ、すなわち、正邪善悪を判断し、邪悪を悔い斥け、正善を意志する知情意の統一的意識」<sup>16)</sup>という良心の概念、ないし定義が一般的に承認されるようになったのであると思う。

ちなみに、明治初期の翻訳修身書、泰西勸善訓蒙<sup>17)</sup>を見ると、「善悪ヲ分ツ心ヲ良心ト云フ」(第六章)「善悪ヲ別タントスルニハ、左ノ教に從フ可シ。曰ク、己レノ欲セサル所、人ニ施スコト勿レ」(第七章)「人善悪ヲ別チ、善ハ勸善ノ道ニ合ヒ、悪ハ勸善ノ道ニ背クヲ知ルノ齡ニ至リシ後ハ、自カラ善ヲ勉メ悪ヲ避ク可シ」(第八章)「人其良心ヲ以テ善悪ヲ分別ス。蓋シ人情欲ノ

惑ニ因リ、又ハ過テ良心ヲ失ヒ、悪を為スコトアリト雖モ、精神静定シテ、再ヒ良心ノ生スル時ハ、如何ニ邪悪ノ人ト雖モ、其良心に因リ己レノ悪ヲ為シタルヲ知ルニ至ル可シ。人苟モ忿怒、憎悪、怨恨、大醉等ニ因リ、其良心ヲ失フコト勿レ」(第十一章)とある。

緒言に「蓋シ、『ボンヌ』小学校ニテ兒童ヲ教フルカ為メ、作りシモノニシテ、西洋勸善説ノ大成完備セシモノニ非サルナリ。因テ其記スル所、深遠ニ渉ルモノ希ニシテ、専ラ解シ易キヲ主トセリ」<sup>18)</sup>とあるように、小学校用テキストとして編まれたものゆえ、平易な教えとなっているが、しかし深遠な哲理、宗教思想が背景にあることは否定し得ない。

ここでも良心は、善悪を分つ心として、先験的に付与されたものであり、過って良心を失い悪をなすことがあっても、精神が平静になる時は、再び良心は働き、罪の意識に目ざめるであろう、と説き良心を失うことのないよう力説している。

また、善悪を分つに当っては、己れの欲せざる所は人に施すことのないようにを規準にと、論語の一節<sup>19)</sup>を思わせる文章であるが、「我と汝」に始まる個人の集合体の意識、「共同の知」が前提されていることにも、注目されなければならないと思う。良心は共同知、全体知として、社会的性格をもつ、個人の内面的道德的現象なのである。

### 3.

良心は正邪善悪を分別する判断であるから、道德意識に数えられるが、邪悪を斥け、正善を意志する知情意の統一的意識である限り、それは単なる道德的意識ではない。つまり、良心は一般にいう道德的判断とは異なり、ひたすら自己自身に関わり、自己自身に対してのみ妥当する道德的意識である。そのうえ何よりも自己の罪責の自覚と、深く結びついているところに特色がある。

かように良心が、自己自身の内奥において、ある時は警告し、諫止し、責め、ある時は心に安らぎを与えるものとして、極めて顕著な道德意識であり、

人格性の核心をなすものである。良心の機能の二面性を、先の修身書は「我等は何かよい事をする、人にほめられないでも、自分で心嬉しく感じ、また何か悪い事をする、人に知れないでも自分で気がとがめます」と、平易な言葉を使いながらも、格調高い文章で、不易の教を説いているのである。

この良心現象の二側面は、それぞれ「疚しからざる良心(gutes Gewissen)」と「呵責する良心(böses Gewissen)」<sup>20)</sup>と呼ばれている。ところが一般には、「良心はたしかに文字通りに『良い心』なのであろうが、現実にはかならず悪をせめる意識として登場する。よいことをしているときには、良心は沈黙している。良心は良心の呵責としてのみ現象する。良心は根源的には、悪に対する否定の声である。善を肯定することは、良心にとっては根源的なことではない。良心の本来的な形は böses Gewissen(良心の呵責)であって、gutes Gewissen(良心に疚しさのないこと)ではない」<sup>21)</sup>あるいは「所謂呵責する良心 böses Gewissen が、良心現象の最も根源的・第一次的なものとして、挙げられなければならない。それに対して所謂よき良心(疚しからざる良心 gutes Gewissen)とは、実は böses Gewissen の単に一形式にすぎないともいわれる。即ちそれはせいぜい、自己の一定の行為に対する罪責の存せざることを、弁明的に信ずるものにすぎず、自らの善を積極的に主張するものではない」<sup>22)</sup>とあるように、「呵責する良心」が良心の根源的なものであり、「疚しからざる良心」はその派生的形体に過ぎない、と考えられている。経験的事実に即して考えてみても、良心は悪に対する否定の声、「責め」「咎め」であって、善を肯定し勧めることは、良心にとっては根源的なことではなからう。しかし、前者を強調する余り、後者を軽視してはならない。gutes Gewissen が「自己の一定の行為に対する罪責の存せざることを、弁明的に信ずるもの」すなわち、罪悪は犯していないのだ、とほっと安堵の胸を撫でおろすもの、魂に安らぎを与えるものに過ぎないもので、「自らの善を積極的に主張するもの」でなくても、己れの善き行為に人知れず喜びを感じる素朴な心は、見過ごされてはならないと思う。まして、「よいことをしているときには、良心は沈黙している」と片付けられてはならなく、「何かよい事をする、人にほめ



られないでも、自分で心嬉しく感じ」という良心の働きは、注目されなければならない。

いつも良心が、「過失」——「責め」——「良心の目覚め」という図式で、「呵責する良心」の側からのみ捉えることは、一面観であるのみならず、そこには常に「否定の契機」——過失ないし悪行——が前提されていることを注意深く見届けなければならない。これでは幼少期の子供たちや、青年期の若者たちの良心の訓練のためには、過失、愚行、罪悪、非行があらかじめ用意されなければならないことになる。ここには教育のために、非教育的状況が作られねばならないという、教育の逆説がある。

従って良心の芽を植えつけ、育てるためには、派生的形体と見られている gutes Gewissen に、改めて理性の光をあてる必要がある。特に幼少期の子供たちの「魂の配慮」に思いを致すならば。すなわち、些細な善行、小さな親切をも見逃がすことなく、賞賛し奨揚すること、人知れず心のほころびを感じることの尊さを意識させること、かくして「肯定的契機」を媒介として、良心を啓蒙し訓練することが、考えられなければならない。人に知られようと知られまいと、意に介することなく善行為をつみ、内心の喜びを感じるうわしい心情は、気高く尊いものである。特に現今、顕在化されたもの、感覚的なもののみを実在と考える時代にあっては、内心に安らぎを与える gutes Gewissen は、教育的見地から見直されなければならない。

ところで、内心の喜びをもって、自己満足に過ぎないと見なしたり、うぬぼれと解するのは僻目であって、むしろ謙虚にして敬虔な内心の喜びこそ、諺にもある「宵の明星や暁の明星」にもまさる美しいものである。内心の喜びといい、良心的といっても、つまるところ主観的なものではないか、という良心の主観性の問題は、道徳を越える問題である。それは良心が「全体知」「共同の声」でありながら、「個別的な意識と心情」にのみ関わるからである。すなわち、解明を拒む「罪責の意識」が、良心の根本的性格をなしており、そしてそれは徹頭徹尾「自己的」なもので、他者の容喙を許さないものだからである。ここに他の道徳的意識と異なる、良心の良心たるゆえんがあるの

であるが、古来、良心といえば罪責の意識、呵責、悔恨、あるいは警告、諫止の面が強調されて来たのは、ヨーロッパの歴史的精神的風土によるものであろう。

人間の存在は究極的には、「神と人」の関わりのもとに把握され、人間存在の根底には、「見えざる神」「隠れた神」が横たわっていた。この被造物観が良心現象の背景にあったので、罪責の意識が良心の核心となったのであると思う。その限りにおいて、個別的内面的意識である内心の喜びも、この神との出会いにおいて、考察されなければならないであろう。

#### 4.

二つの良心について考察して来たが、呵責する良心が根源的なものである、とする立場は否定し得ないであろう。何か悪い行為をしたとき、あるいは為そうとするとき、自己自身の心の奥底から、それを責め、咎め、警告し、禁止する良心の声を、誰も聞くであろう。

このように良心は、責める声であるが、一体誰が誰を責めるのであろう。しばらく日常的経験に即して考えてみよう。良心は既に為された悪しき行為や、愚行、過失に対しては、譴責、叱責、裁きの声として、未来の行為に対しては、警告、諫止、禁止の声として響いて来る。これらを「責めの声」として、包括することができる。

「責めの声」は自己自身の内奥から、自己自身に向かって迫って来る。その限りにおいて「良心の声」は、自己から発して自己に向かうので、責めているのも自己、責められているのも自己で、「裁く自己」と「裁かれる自己」の二つが、己れの中に存在しているように見える。しかし良心の作用は、そのように「見る自己」と「見られる自己」という、観想的反省の立場にあるのではなく、厳しく自己の全存在、全体性ないし全人格に対して、その「責任」を追及する実践的立場にある。

従って「責める自己」と「責められる自己」の二つの自己があるのではなく、存在するものは「責められる自己」のみである。それは自己という全人

格が、その全存在において責められているのであるから、自己の中には「責めることのできるもの」は存在しないからである。人格がその全体性において、裁かれ責められているのである。

また責められる自己に、罪の意識と悔恨の情がなければならないことは、いうまでもない。罪責の自覚のないところには、良心が現象し機能することはなく、従って「悔い改め」も「救済」もない。かように良心は、人間の存在に深く関わり、「責め」「罪の意識」「悔恨の情」「悔い改め」「救済」と、呼応する宗教的色彩の強い道徳的現象である。

ここで責められているものは、自己自身の全人格であり、全存在であることが明らかとなったが、では「責めるもの」は一体誰なのであろう。「良心の声」「本能の声」「内奥の声」「社会の声」「民族の声」あるいは、「神の声」とさまざまにいわれて来た。しかしいずれをも、安易に是認することはできない。

「本能の声」とすると、動物も良心をもっていることとなり、道徳的存在者の一つに数えなければならなくなるが、その妥当性を見いだすことはできない。動物には罰に対する鞭の苦痛はあり得ても、道徳的罪悪の意識は存在しない。従って「本能の声」ではない。では誰の声なのか。

そこで手がかりになるのは、良心の語源的意味である。良心の原義は「全体知」「共同知」であった。人間存在が根源的に個的存在であり、同時に社会的存在で、「共同の生の呼び」が、「良心の声」として捉えられていた。「人間とは『世の中』であると共に、その世の中に於ける『人』である。だからそれは単なる『人』ではないと共に、また単なる『社会』でもない。ここに人間の二重性格の弁証法的統一が見られる」<sup>23)</sup>また、「我々は、『世の中』にして『人』であるところの人間に於て、『世の中』としての性格を、人間の世間性或は社会性と名づけ、それに対して『人』としての性格を、人間の個人性と名づける。人間を単に『人』と見るのは、個人性の側面からのみ人間を見るのであって、方法的抽象としては許されるが、それだけでは具体的に人間を把握する所以でない。我々はあくまでも、人間を右の両性格の統一として把握しなければならぬ」<sup>24)</sup>のであって、個人性と社会性とは、実は人間の

二つの側面であって、相即不離の関係にある。それぞれを切り離して、個別的に考えることは、抽象的思惟としては可能であっても、生きた人間をその具体性において捉えるものではない。

個人は社会の共同性からそむきでることによって、自由な独立のものとなり、社会は個人の自由な独立性を否定することによって成り立つのである。個人が社会の中に埋没しないで、そこからそむきでて、自己を自覚すると同時に、その自己を否定して、再び社会の全体にかえり行く運動を、不断にくりかえさなければならない。この動的関係を失うと、個人中心の利己主義や、個人を抑圧する全体主義に陥ってしまう。

従って世の中、世間、世界と呼ばれるものも、もはや単なる空間的広がりではなく、人と人とのかわり合う、共同の場としての広がりであり、いわゆる社会なのである。共同存在には自ら秩序があり、それによって共同体の命脈は維持されて行く。この共同体の「共にの声」、全体的秩序の呼びが、「良心の声」に外ならず、良心の呼びが「社会の声」といわれるゆえんである。

人間存在の個人的契機と全体的契機が、また「孤独」を可能にするのであって、全体ないし社会のないところには、孤独ということはいえない。共同体の秩序、社会的ルールへの背反が、共同体との関連性を断ち切り、彼は社会の中にありながら、孤立し孤独なものとなる。良心の「責めの声」は、彼を社会から切り離し、他の存在者との連関を断ち、執拗に責めたてる。彼は天上に懸けるものもなく、また、地上に支えるものもないまま、この声の前にひとり立っている。この時彼は本質的に孤独なのである。だから両親や友人、親しい人人の如何なる慰めも援助も、彼をこの孤独から救うことはできない。彼の外で何が起ころうと、すべては彼にとって無縁なものである。彼に存在するものは、ただ心の奥深く抱いている罪責の念のみである。また、良心の責めに悩むものは、何よりも「独り」になろうとする。親しい人人の思いやりや慰めは、かえって煩わしいものにすらなる。彼はひたすら「責めの声」にのみ、耳を傾けようとするからである。

かように良心は社会の秩序を乱し、罪を犯した者を、共同体から引き離し

て孤独ならしめ、罪の意識に苦しみ悩ませ、悔恨の涙にくれさせるのである。従って良心の声はまた、全体性への復帰を促がす声でもある。罪を深く自覚した人間は、ただこの呼び声を通してのみ、社会に復帰できるのである。だから「良心の声」は、「責めの声」であるとともに、「呼び戻しの声」でもある。良心の声が、「社会の呼び」といわれ、あるいは「秩序の呼びかけ」「正義の体系の呼び」といわれるのは、こうした事情によるのである。

ところが、良心の責めに苦しみ、悔恨の涙にくれ、社会的償いが済み、共同体への復帰が許されたとしても、罪の意識は消え去るものではない。それどころか罪障の念は、時と共にいよいよ深まり、生涯の重い十字架となり、真に魂が憩うことのない場合がある。とすると、良心の声を「社会の声」「正義の体系の呼び」とすることに、疑義が生ずる。なぜなら社会の科する法的刑罰は、罪責の意識を軽くするであろうが、罪障の念は去らず、また、世間が赦し、当の相手が許し、自らも能う限りの償いをしても、罪の意識は業火のように燃え続け、永劫に消滅することがないからである。かように社会の力をもってしても、制しきれないものが残る限り、良心の声を「社会の声」とすることはできない。

さて、良心の呵責に苦しむものは、誰かに自己の悪行を見られたから、悩んでいるのではない。それにもかかわらず、彼は自己の行為が、すべての人に見られ、知られているかのように感じ、風の音にも脅える。あたかも一切を見通す力を宿した、絶対的な「全知」の前に、立たされているように。彼は目をそむけ、急ぎ足で逃げ、隠れ家を探し当てようとする。うまく隠れおおせたとする瞬間、彼は鋭い「良心の声」を再び耳にする。どこへ逃れ、どこに隠れても無駄である。良心の追跡はラジカルで妥協を許さない。たちどころに彼を捕縛してしまう。それどころか、いよいよ鋭く絶対的な力をもって、彼の責任を追及する。

「責めの声」は遍在にして全能である。如何に大胆不敵なものであっても、良心の威力を前にしては、沈黙し平伏してしまう。彼の如何なる弁明も、抗弁も、防禦も、すべて徒勞に終る。良心に対して彼は何の要求もなし得ない

のに、良心は彼に対して、罪を問い、責め、それに応答することを要求する。他者に対してであるならば、抗議することも、反論することも可能であろうが、良心に対しては全く無力である。

このように「良心の声」は、相互的横の関係においてではなく、いわば垂直の方向においてのみ迫り来るが、それは遍く存在し、全知全能の絶対的存在者としてある。従って「良心の声」は、「神の声」に外ならない、といわなければならないであろう。

かくして今やわれわれは、「神と人」の関わりの中に立ち、神に面座することとなる。しかしその神は、絶対的存在者であっても、われわれをはるかに越えてある、超絶的存在者ではない。なぜならば神の声は、われわれの責めを問い、応答することを要求し、回避することを許さない、人間との関わりをもつものであるからである。だが、神と人との関わりは、交互に作用し合うものではなく、垂直の方向で一方的直線的に、作用するものであることは、既に見て来たところである。

また、この絶対的存在者は、秩序とか法則とか、あるいは正義の体系といった抽象的存在者でもない。それはわれわれがオームの法則に対して、尊敬の念を抱くことがないように、それらに対して尊敬の情は喚起されないからである。われわれが「責の声」によって、罪責を自覚し、応答の責務を負う限り、絶対者は人格的存在者でなければならない。絶対者の声は如何なる言い訳も、自己弁護も許さず、いつも絶対的力をもって迫り来るものであった。

しかしこの絶対者は、決して顕現しない。ただ「良心の呼び声」として、自らをあらわす「隠れた神」なのである。かく考察し論究して来ても、なお、人格の絶対的存在を、直ちに「神」と呼ぶことに異論があると思う。そこで神から遠ざかり、再度人間および人間存在の始源に立ち帰り、存在のもとのものを探究しなければならない。しばらくハイデッガーの周辺を遍歴してみよう。

## 5.

「良心はなにごとかを告知する。良心は開示するのである。……なお立ち入って良心を分析すると、それが呼び声であることが明らかになる。呼ぶことは語りの一様相である。良心の呼び声は、最自己的存在可能をめざして、現存在に呼びかけるといふ性格をもつが、それも現存在を最自己的責めある存在へ、呼び起こすというやり方においてである」<sup>25)</sup>ここにハイデッガーの良心論の核心があると思う。

「呼ぶことは語りの一様相である」<sup>26)</sup>「呼ぶことをわれわれは、語りの様相として捉える」<sup>27)</sup>のであるから、語りに「語り手」と「聞き手」と「語られること」があるように、「呼び」にも「呼ぶ者」「呼ばれる者」「呼ばれること」の三つがある。一般に語りの世界は、共互存在の中で語られる言葉の世界と解されており、「聴取」と「沈黙」を含んでいるが、このことはそのまま、「良心の呼び」にも適用され得る。

さて、良心の呼びにおいて、呼びかけられるものは、誰であろう。それは明らかに「現存在自身」である。その現存在というのは、「ほかの人人とともに配慮的に共同存在している、世間的自己」<sup>28)</sup>である。すなわち、日毎に新しい世間話や、好奇心や曖昧さの空騒ぎに、気をとられている現存在、他者や世界のもとに頹落している現存在の自己である。この自己が「聞き手」として、引き出されるのである。「呼び声は音もなく、まぎれもなく、好奇心をよせつけることもなく、呼びかけなければならない。このようなありさまで、呼びつつ告知するもの、それが良心なのである」<sup>29)</sup>。

では「何を」告知するのか。この呼びかけにおいて語られるものは、「厳密にいえば何もない」<sup>30)</sup>のである。良心は何も語らず、世界の出来事についても何も告げ知らせず、まして、呼びかけられている自己の中で、「己れとの対話」<sup>31)</sup>を始めることを促すのでもない。ただ、「呼びかけられた自己は、己れ自身へ向かって、すなわち、最自己的存在可能へ向かって、呼び起こされる」<sup>32)</sup>だけなのである。

良心は実は何かを告げるのではなく、「世間的—自己」の世間を断ち切り、本来的存在へと呼びさますのである。現存在は知らず識らずのうちに、世間へと頹落して、本来の自己を喪失している。そうした世間的自己へ呼びかけ、世間への聴入を打破し、本来の自己を呼び戻すのである。従って良心の呼びは、言葉でいい表わしたり、音声を伴うことを、必ずしも必要としないのである。

「良心はいつもただ、沈黙の様相で語る」<sup>33)</sup>のであり、「呼びは沈黙という無気味な様相で語る」<sup>34)</sup>のである。それというのも、「呼び声は、呼びかけられた者を、世間の公開的な世間話の中へ、呼びこむのではなく、まさにそこから連れだして、実存的な存在可能の秘密の中へと呼びかえす」<sup>35)</sup>ものだからである。沈黙と無気味さは表裏をなすもので、音を伴うことなく無言で迫り来るがゆえに、かえって呼びかけられる者は、それを前にして戦慄するのである。沈黙ほど気味悪く、恐ろしいものはないのである。

こうして、「呼びかけられるもの」と「呼ぶこと」は、明らかとなったが、呼び声の主、すなわち良心の主体は、依然として不確かなままにある。良心は単独の現存在のただなかで、「何物かが私を呼ぶ」<sup>36)</sup>という様相で、どこからともなく呼びかけて来る。「じっさい呼びかけは、決してわれわれ自身が計画したり、準備したり、随意に遂行したりしたものではない。思いかけなく、それどころか、心ならずも呼び声がするのである。何方また呼び声は、疑いもなく、私と共に世界内に存在している、ある他人から来るのでもない。呼び声は私のうちから来るのに、私を越えて来る」<sup>37)</sup>のである。少なからず宗教的響きをもっているが、これこそ良心の呼びの真実の姿であると思う。

良心の声は、われわれ自身が考えて、発するものでもなく、そうかといって他人が発するようなものでもない。しかし内奥において響く、その声の存在を疑うことはできない。「呼ぶ者はそれが誰であるかについては、世間的には何ものによっても規定され得ない。それは、己れの無気味さの中に立つ現存在であり、異郷にあることとしての、根源的な被投的世界内存在であり、世界の無にさらされたむきだしの事実である。呼ぶ者は、日常的な世間的自



己にはなじみのないもの、いわば外来の声のようなものである」<sup>38)</sup>すなわち、「呼ぶ者」は、世間的・日常的に確定され得ないが、無気味さの中に立つ現存在、被投的投企の不安の状態にある現存在である。

良心は「憂慮の声」<sup>39)</sup>として、頹落の生に沈潜する現存在に呼びかける。従って、「現存在は呼ぶ者であるとともに、呼びかけられる者」<sup>40)</sup>であって、呼ぶ者は己れの存在可能のために、被投的投企のうちで不安に戦く現存在である。呼びかけられる者は、世間への頹落のうちにある現存在で、その最自己的存在可能へと呼び起こされるのである。

かくして「呼び声」は、己れと他者、ないし己れと世界の間においてではなく、被投性のもとにある現存在と、存在可能へと呼び起こされる、現存在との「裂け目」を貫いて響く声である、ということが出来る。換言すれば、「存在そのもの」が、端的に現存在のうちに、いわば「垂直」に開示されることであり、「良心の声」は、存在の「現」の本来的開示である。現存在に「存在」が開示されるとともに、「世間」は消え失せる。

従って先の「呼び声がする」<sup>41)</sup>あるいは、「何ものかが、私を呼ぶ」<sup>42)</sup>という時の「呼び」は、単なる現存在の呼びではなく、「存在」の開示がそこでなされる、ということである。「現存在自身が良心となって、この存在の根底から呼ぶ」<sup>43)</sup>のであって、「良心の声」は「存在の声」に外ならないのである。そしてそれはまた、一切をあらしめる最根源としての「存在」の声であるから、「良心の声」は「絶対者の声」というべきである。

ところで、「現存在の唯一の関心事である、この存在可能へ呼び起こす」<sup>44)</sup>という時の、本来的存在ないし最自己的存在可能とは、如何なるものであろう。投企とは実存的可能性に対して、現存在が自由であるということであるが、その自由は一者の選択の中のみあり得るものであり、他のものを選ばなかった、ないしは選び得なかった、ということに支えられてのみ可能である。

それは投企それ自身、すべてを投企できない、非的な性格を含んでいるからである。このように、「被投性の構造の中にも、投企の構造の中にも、ひと

しく本質的に非性がひそんでいる」<sup>45)</sup>から、現存在が事実的にはいつも既に頹落として、存在している非本来的現存在の非性も、これに基づくのである。また「現存在の存在は憂慮」<sup>46)</sup>であり、「憂慮そのものは、その本質において、底の底まで非性に浸透されている」<sup>47)</sup>ので、現存在は現存在である限り、本来的に非的なるもの、負い目を背負うた「責めあるもの」<sup>48)</sup>である。良心の呼びは、まさにこれをあらわにするのである。

一般に「責ある」という時は、他人に何かを借りていることを意味する。つまり他人に請求権のあるものを借りていて、それを返却しなければならない、という状態にあることをいうのである。かように「責め」は、配慮し得るもの、物在するものに関わっている。つぎに「責めある」は、あることをひき起こした、当の責任者であるということ、すなわち、あることの原因であるということの意味する。

この「責めある」の通俗の二義、つまり、「に負っている」と「の原因である」が一つになって、われわれが「罪を犯す」と呼ぶ行為となるのである。他人に対して「責め」があるということは、他人の現存在における、ある欠陥に対する「原因」「もと」であるということである。かように、現存在には「非」ということによって、規定された「非的性格」がある。この「非性」が、現存在の根底に根源的にまつわりついているがゆえに、現存在は罪を犯すものとなる。従って「責め」は、過失を犯すことによって、初めて生ずるものではない。逆に過失が、根源的に「責めある存在」に基づいて、初めて可能となるのである。

現存在は自己の存在可能の、「もと」としてあり、且つ、かかる「もと」であるべく、既に投げ出されているのである。従って現存在は、自己の存在を根本から支配し得ない。かように現存在は、その本性上投げられたものであるから、それ自身「非的存在」「責めあるもの」として、本来的に罪を犯さざるを得ない状態にある。だからといって、過失を犯すことが許され、罪惡の行為が容認されるということではない。

ここに至って、注目すべき事態が生起する。すなわち、これまでの良心に

関わる考え方、「過失—責め」の図式は、「責めある存在—過失」と、転回されなければならないであろう。

己れ自らによって、存在へともたらされたのではない被投性、すべてをなし得ない投企性、それらはずまるところ、現存在は根源的に有限なもの、つまり、「死すべきもの」「神ならざるもの」ということに外ならない。だからこそ、現存在はその有限性に耐え切れず、頹落という非本来の生存状態へと誘われるのである。そしてこの有限性は、不可避の追い越し得ない死、終末に差しかけられた現存在の根本的性格において、決定的にあらわになるのである。

「現存在の存在を、根源的にくまなく支配しているこの非性は、本来的な死への存在において、自己自身に露呈される」<sup>49)</sup>のであり、良心の教える非性、責めある存在と、死への存在として、先駆して悟る終末論的有限性とは、同じものである。従って、現存在の存在である憂慮というのも、責めある存在、有限的存在のことに外ならず、良心はまさにこの「責めある存在」へと、すなわち、「終末論的有限性」へと、そうしたものとしての己れの被投的投企へと、かくして、己れの存在そのものの運命性のみならず、正しい仕方でも立ち出でるように、現存在を促すのである。

(昭和51年5月18日受理)

## 注

- 1) Kant : Grundlegung zur Metaphysik der Sitten, s. 249
- 2) 朝日新聞：「声」, 51. 3. 5
- 3) 同 上, 51. 3. 10
- 4) 同 上, 51. 3. 10
- 5) Heidegger : Sein und Zeit, s. 268
- 6) ibid., s. 268
- 7) 唐沢富太郎：「教科書の歴史」, p. 1
- 8) 同 上, p. 1
- 9) 尋常小学校修身書巻六, p. 46~47 (これは国定三期教科書で、大正七年から昭和七年まで、十五年間使用された。本文を「現代仮名づかい」に改めた。

- 10) 新釈漢文大系4, 孟子「告子章句上」; p. 392, 「人に存する者と雖も、豈仁義の心無からんや。其の、其の良心を放する所以の者、亦猶斧斤の木に於けるがごときなり。且旦にして之を伐らば、以て美を為す可けんや。其の日夜の息する所、平旦の気あるも、其の好悪、人と相近きもの幾んど希なるは、則ち其の旦昼の為す所、有之を梏亡すればなり」
- 11) 同上, 「尽心章句上」; p. 453, 「孟子曰く、人の学ばずして能くする所の者は、其の良能なり。慮らずして知る所の者は、其の良知なり。孩提の童も、其の親を愛することを知らざる無し。其の長ずるに及びてや、其の兄を敬することを知らざる無し。親を親しむは仁なり。長を敬するは義なり、他無し、之を天下に達するなり、と」
- 12) 岩波国語辞典(第二版), p. 1059
- 13) 同上, p. 1059
- 14) 角川漢和中辞典, p. 915
- 15) *συνείδησις*, a joint knowledge, consciousness, 2. conscience (Greek-English Lexicon p. 672)  
 conscientia, a knowing of a thing together with another person, joint knowledge, consciousness (A Latin Dictionary p. 426)
- 16) 哲学辞典(平凡社), p. 1247
- 17) 箕作麟祥譯述: 泰西勸善訓蒙(紀元二千五百三十三年刻) 卷之上, 第一篇「良心及ヒ善悪ノ分別」
- 18) 同上, 緒言; 箕作麟祥識
- 19) 新釈漢文大系1, 論語「顔淵第十二」; p. 255
- 20) 新倫理講座III, 「人間と倫理」; p. 111
- 21) 岸本芳雄他共著: 「倫理学」, p. 84
- 22) 新倫理講座III, p. 111
- 23) 和辻哲郎: 「倫理学」上巻, p. 12
- 24) 同上, p. 20
- 25) Heidegger: *Sein und Zeit*, s. 269
- 26) *ibid.* s. 269
- 27) *ibid.* s. 271
- 28) *ibid.* s. 272
- 29) *ibid.* s. 271
- 30) *ibid.* s. 273
- 31) *ibid.* s. 273
- 32) *ibid.* s. 273
- 33) *ibid.* s. 273
- 34) *ibid.* s. 277
- 35) *ibid.* s. 277

- 36) *ibid.* s. 277
- 37) *ibid.* s. 275
- 38) *ibid.* s. 276
- 39) *ibid.* s. 277
- 40) *ibid.* s. 277
- 41) *ibid.* s. 277
- 42) *ibid.* s. 277
- 43) *ibid.* s. 277
- 44) *ibid.* s. 277
- 45) *ibid.* s. 285
- 46) *ibid.* s. 284
- 47) *ibid.* s. 285
- 48) *ibid.* s. 282
- 49) *ibid.* s. 306